

給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書の書き方

全員提出が必要です

ご捺印を忘れずに

令和2年分 給与と所得者の基礎控除申告書 兼 給与と所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 新宿 税務署長	給与を支払者の 名 称 (氏 名) 株式会社○○○ 給与を支払者の 姓 名 田中 太郎 給与を支払者の 所 在 地 (住 所) 東京都新宿区新宿4丁目1番6号 JRミライタワー28階	《フリガナ》 あなたの氏名 タナカ タロウ 田中 太郎 あなたの住所 又は居所 東京都港区芝公園1-10-1
-----------------------------	--	---

※この申告書は、給与支払者(会社)が、従業員(給与を受ける人)に対して提出することになります。

基・配・所

～記載に当たってのご注意～

- ③「基礎的職業教育等中」及び「総合的職業教育等中」については、次の場合において記載してください。
 ①あなたの上記の合計所得金額の見解が1,500万円以下で、かつ、配属後の2年以内の合計所得金額が3,500万円以下である場合は、「基礎的職業教育等中」、配属後の2年以内の合計所得金額が3,500万円以上である場合は、「総合的職業教育等中」のいずれかに記載してください。
 ②あなたの上記の合計所得金額の見解が2,500万円以下である場合は、「基礎的職業教育等中」のみ記載してください（総合的職業教育等中」に記載する必要はありません）。
- ④「総合的職業教育等中」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合と一致して、あなたの上記の2年以内の合計所得金額の収入金額が50万円以下である場合には「総合的職業教育等中」の「要件」欄の各項目のいずれかに該当しない旨を記載してください。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	5,720,000 円	4,136,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		0 円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)+(2)の合計額)		4,136,000 円

○ 控除額の計算

区分 I	控除額
基本控除の額	48万 円

※ ①の所得控除の計算、②の所得金額に準じてください。

ご自身の収入の
記入必須です

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

- 年次調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「寄付」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「社会貢献活動等」欄及び「★寄付の報告等」欄にその該当する者について記載してください。
- 「寄付」欄の以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載することで差し支えありません。
- 年次調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要 件	☐ あなた自身が労働関係者	《右の★欄のみを記載》	合 計 所 得 税 額	合 計 所 得 税 額		記 入 不 要	あなたの妻の生年月日		★特 別 障 害 者	特別障害者に該当する事実 (画印は「—」画線を参照)
	☐ 同一生計配偶者※	《右の★欄及び★欄を記載》		同一生計配偶者又は扶養親族の氏名			記入・年 月 日			
	☐ 同一生計配偶者※	《右の★欄及び★欄を記載》		あなたと同一生計の配偶者又は扶養親族の氏名			あなたの妻の生年月日			
	☐ 扶養親族が労働関係者	《右の★欄及び★欄を記載》		あなたと同一生計の配偶者又は扶養親族の氏名			あなたの妻の生年月日			
	☐ 扶養親族が年額35万未満(年18.5以下発生)	《右の★欄のみを記載》								

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業承継者として親等の扶養を受ける人及び白色事業承継者を除きます。)で、本年度中の合計所得金額の見積額は48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人とします。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

- 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅱ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄係属特別控除の適用を受けることはできません。

（フリガナ）
配偶者の氏名

タナカ ヨウコ
田中 陽子

記入不要

配偶者の生年月日
昭和 49年 7月 7日

氏名
田中 陽子

氏名
田中 陽子

生計を一にする配偶者
田中 陽子

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	1,700,000 円	1,120,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		0 円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		1,120,000 円

判定

□	48万円以下かつ年齢70歳以上 （※26.11以前生） 《老人医療対象配偶者に該当》	(①)
□	48万円以下かつ年齢70歳未満	(②)
□	48万円超95万円以下	(③)
✓	95万円超135万円以下	(④)

区分Ⅱ

区分Ⅱ	(※別の一定控除)

○ 控除額の計算

		区分Ⅱ										
		①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」)(※印の金額)							
		95万円超 100万円以下	105万円超 110万円以下	115万円超 120万円以下	125万円超 130万円以下	135万円超 140万円以下	145万円超 150万円以下	155万円超 160万円以下	165万円超 170万円以下	175万円超 180万円以下	185万円超 190万円以下	
区分Ⅰ	A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
	B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円
摘要		配偶者控除				配偶者特別控除						

配偶者控除の額

配偶者特別控除の額

21万円

※ 左の計算例は計算上の
数値に取換えてください

● この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください

見本

年収850万円以下の場合や下記の要件に該当しない場合は、対象外となりますので、「所得金額調整控除申告書」の記入は不要です。
主たる給与収入が850万円を超える方で、下記のいずれかに該当する人は
ご記入をお願いいたします。

ご本人自身が特別障害者である方
 同一生計配偶者が特別障害者である方
 扶養親族が特別障害者である方
 扶養親族が23歳未満(平成10年1月2日以降に生まれた方)である方

独身で配偶者(妻・夫)がいない方は、この「給与所得者の配偶者控除等申告書」への記入は不要です。

下記 もしくは に該当する方はご記入をお願いします。

あなたの令和2年中(令和2年1月1日～令和2年12月31日まで)の
合計所得金額の見積額が**1,000万円以下**である方

配偶者の令和2年中(令和2年1月1日～令和2年12月31日まで)の
合計所得金額の見積額が**133万円以下(※)**である方

(※給与収入のみの場合、給与収入が2,015,999円を超えると対象外となります。)